

稲葉ゆかり後援会 会 則

(名 称)

第1条 この会は、稲葉ゆかり後援会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、稲葉ゆかりの政治活動を支援し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 政治、経済、文化、教育発展のための研究会
- 2 会員相互の親睦を図るための各種講演会、その他必要な事業

(事務所の位置)

第4条 この会の事務所は、大府市若草町 4-239-31-703 に置く。

(会 員)

第5条 この会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 会計 正 1名及び副 1名
- 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第7条 1 会長は総会において選出する。
2 副会長、事務局長、会計、幹事は会長が任命する。
3 役員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の仕事)

第8条 1 会長は、会を代表し、会の事務を掌握する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
3 事務局長は、会長の命を受けて会の事務を掌握する。
4 会計は、会の会計を司る。
5 幹事は、会の運営を行う。

(会議の種類・招集)

第9条 1 会議は、総会及び役員会とする。
2 会議の招集は、会長が行う。
3 総会は、年1回とする。但し、必要のある場合は臨時に開くことができる。
4 役員会は、必要の都度会長が招集するものとする。

(会計年度及び経費)

第10条 1 会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
2 会の経費は、会費その他をもってあてる。
3 会費は総会にて決定するものとする。

附 則

この会則は令和4年9月23日から実施する。